

別紙

傍聴人遵守事項（案）

（傍聴の手続）

- 1 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人カードに記入し、届け出なければならない。

（傍聴人の定員）

- 2 傍聴人の定員は、20人とする。会議の開始時において定員を超えた場合は、抽選により決し、定員に満たない場合は、会議開始後においても定員に達するまで入場させるものとする。

（傍聴することができない者）

- 3 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

（1）酒気を帯びている者

（2）異様な服装をしている者

（3）銃器、凶器その他危険のおそれのある物品又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者

（4）その他会議を妨害するおそれのある者

（傍聴席の指定）

- 4 傍聴人は、係員が指定した傍聴席に着席しなければならない。

（委員席への入場禁止）

- 5 傍聴人は、いかなる事由があっても委員席へ入ることはできない。

（傍聴人の遵守事項）

- 6 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

（1）会議に対し拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

（2）みだりに席をはなれ、又は不体裁な行為をしないこと。

（3）飲食又は喫煙をしないこと。

（4）帽子、外とう又は襟巻等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。

（5）はち巻、たすき類をする等、示威的行為をしないこと。

（6）私語、談論、放歌、高笑をする等、騒ぎたてないこと。

（7）その他審議会の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（撮影及び録音等の制限）

- 7 傍聴人は撮影又は録音等をしようとするときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

（傍聴人の行為）

- 8 傍聴人は、傍聴席において次の行為をするときは、係員の指示を受けなければならない。

（1）委員に文書、物品の類を差し出そうとするとき。

（2）委員に面会を求めようとするとき。

（傍聴人の退場）

- 9 傍聴人は、公開しない会議を開く議決があったとき、又は退場を命じられたときは速やかに退場しなければならない。

（係員の指示）

- 10 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

- 11 傍聴人がこの遵守事項に違反したときには、会長は退場を命ずることができる。